

【事業の内容】

県立高校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、通学費を理由に生徒が希望する学びを諦めることがないように、高額な通学費を負担している生徒などに対して通学費の一部を支援する。

- ① 県内の市町村に住所を有し、本県の県立高校に通学する生徒のうち、その保護者等が一定の所得基準（目安として年収約910万円未満）を満たし、通学費が月額2万円を超える者に対して、超えた額の2分の1を補助する。
ただし、高校等を卒業又は修了した者及び高校等に在学した期間が通算36月（定時制の場合は別途算定）を超える者は対象外とする。
- ② 令和6年度に通学にかかる定期代の増額分を補助した生徒に対して、定期代増額分の2分の1を補助する。

※ 申請は、①または②のいずれか一方に限るものとする。

1 支援のイメージ

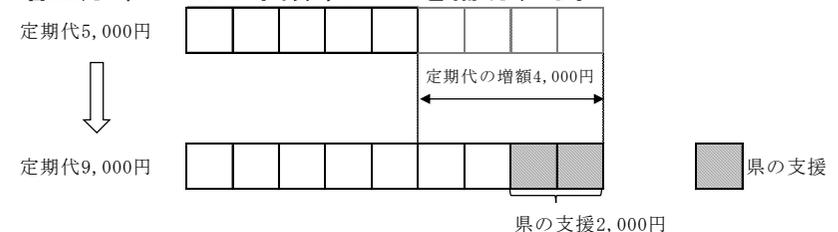
①の支援イメージ（通学費が月額2万円を超える生徒対象）

例 1か月のバスの定期代が10,000円、電車の定期代が15,000円のあわせて25,000円の通学費を負担している場合
 $25,000円 - 20,000円 = 5,000円$
 5,000円の半額2,500円を補助する。
 （定期代の他、バイク通学や車送迎にかかる費用も対象とする）
 → 距離に応じて県で設定した額を経費とみなす。

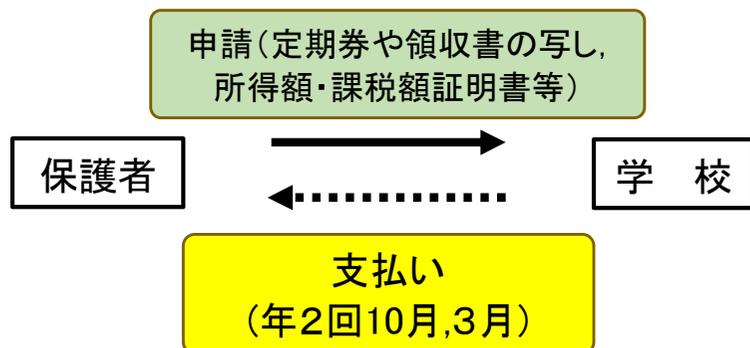
※ 他の公的補助を受けている場合は、経費から補助額を控除

②の支援イメージ（令和6年度に補助を受けた生徒対象）

例 1か月の定期代が5,000円から9,000円になった場合は、増加分4,000円の半額2,000円を補助する。



2 申請・支払いの流れ



3 申請に必要な書類等

- (1) 補助金交付申請書(学校から配布, 各自提出)
 - (2) 申請書に添付するもの(必要に応じて各自提出)
 - ・ 各月の通学費を証明できるもの(定期券の写し又は領収書の写し等)
 - ・ 所得額・課税額証明書等
 - ・ 自家用車を使用する区間の距離が表記された地図等
- ※ 補助金の交付申請を電子申請により行うことができるよう検討中。

